

「原子炉施設及び核燃料使用施設の解体に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」に対する意見募集の結果について

## - パブリックコメントに対する回答の特徴と問題点 -

DS-161 を経て IAEA の安全指針 RS-G-1.7 に取り入れられた一般免除レベルとの関係で、1999年に原子力安全委員会が算出したクリアランスレベルが問題となりました。原子力委員会のレベル値が高すぎる、乳幼児の被曝が取り入れられていないなどの問題が指摘され、2004年6月から再評価が行われてきました。

再評価の内容及び再評価値と IAEA の一般免除レベルのどちらをクリアランスレベルとして採用するのか等についての報告書が作成され（10月15日、原子力安全委員会の放射性廃棄物・廃止措置専門部会）ました。

10月27日～11月26日の期間意見募集が行われ、その結果は12月9日の専門部会で審議されました。

述べ30件の意見が寄せられましたが、ほとんどはクリアランス制度に反対の立場からのものでした。以下に政府回答の特徴と追究すべき点を紹介します。

### 1. 目安線量の問題点について

広島長崎の被曝者の調査から再評価された高い放射線被曝のリスクを適用し目安線量を引き下げるべき

放射線被曝のリスクが見直されたことは認めている。

しかしそれを、目安線量10  $\mu$ Sv/年の被曝に当てはめて検討することを避けている。

回答は、10  $\mu$ Sv/年が少ない線量であるから影響が無視できるという説明に終始している。

定量的な回答を求める。

被曝のリスクが高まったのだから、目安線量を下げよと徹底して対決する。

規制免除のための個人線量基準の考え方は ICRP の Pub.60 におけるリスクの評価値の変更によって

見直されていないとの釈明は権威を借りて逃げようとする回答

政府は放射線被曝から国民を守る立場にある。間違いは正すべきだ。

### 2. 乳幼児、胎児の被曝の評価について。

乳幼児期被曝は被曝線量当たりの被害が成人期被曝より高いとする意見（ICRP Pub.60を引用）への回答

報告では放射性物質当たりの被曝線量が再評価されたと述べているのみです。

意見の指摘に対する回答にはなっていません。

ICRP Pub.60の資料を示し、意見に対する回答を求める必要があります。

再評価で検討されなかった胎児の被曝について

「母体が保護される線量ならば、胎児も保護される」と相変わらず的はずれの回答を繰り返しています。

パブリックコメントは、胎児の被曝がその後の生涯においてこうむる健康影響を問題にしているのです。

政府回答はそれに対する答にはなっていません。

出生前の被曝による健康影響のリスクについて、ICRP Pub.73では小児と同程度とされています。

すなわち、成人期の被曝の2～3倍の影響があるとされているのです。

この点について回答せよと迫る必要があります。

### 3. 被曝経路のかさなりについて

目安線量  $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$  は重なりを考慮して決められたことを認めています。

複数の評価経路の重複があり得ることも認めています。

しかし、重なりの数だけ  $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$  が増えることはないとし、それ以上言及していません。

何倍だと評価しているのかを聞き出す必要があります。

### 4. 検認について

#### 事業者のモラルについて

は安全意識の徹底等に関する安全文化への取り組みを事業者に求めると回答。

美浜事故等が示しているように、利益追求によって安全性がないがしろにされている。

検認の方法により経費が大幅に変わる。再処理施設の場合、全表面検査では自動検査に比べ + 200 億円

利益追求の下ではクリアランスにおいても不正や事故が避けられない。

クリアランス制度自身が電力会社の利益のために公衆が被曝するシステム作りである。

#### 具体的な方法

具体的な方法は今後、整備されていくと考えられます。

安全と宣伝する根拠は何か

以上、検討の時間がなく十分な批判にはなっていないかもしれませんが、12月22日の交渉の参考にしてください。